

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 27日

住 所	〒110-8614 東京都台東区東上野 3-19-6
事業者名	東京地下鉄株式会社
代表者名	代表取締役社長
(役職名及び氏名)	山村 明義

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

① バリアフリー設備整備

積極的な用地取得等により、エレベーターの設置を推進する。エレベーターによる1ルート整備率100%実現に向けて取り組むことに加え、病院に近い駅や東京2020大会の競技会場最寄駅等に複数ルートを整備するほか、乗換ルートの整備を推進する。

全駅への多機能トイレの整備を完了する。(2019年度整備予定)

ホームと車両床面の段差・隙間縮小に向けた各種施策を推進する。

② ホームドアの整備

2025年度までに全路線全駅への整備の完了を目指す。

③ 新型車両の導入

2021年度までに5路線（丸ノ内線、日比谷線、有楽町線・副都心線、半蔵門線）において1編成中の全車両にフリースペースが整備された新型車両を導入。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① 駅社員による教育・対応関係

「声かけ・サポート」運動の実施

各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成

全駅社員のサービス介助士資格取得

バリアフリーに関する研修等の実施 等

--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
エレベーター	<p>【2019年度整備予定】</p> <p>浅草駅、稲荷町駅、日本橋駅、溜池山王駅、渋谷駅、新宿御苑前駅、淡路町駅、四ツ谷駅、広尾駅、神谷町駅、九段下駅、護国寺駅、永田町駅</p>
多機能トイレ	<p>竹橋駅及び渋谷駅（2019年度全駅整備完了）</p> <p>大手町駅、新宿御苑前駅、竹橋駅（追加整備）</p>
ホームドア整備	<p>【千代田線】</p> <p>北千住駅、町屋駅、西日暮里駅、根津駅、新御茶ノ水駅、霞ヶ関駅、国会議事堂前駅、赤坂駅、乃木坂駅、明治神宮前駅、代々木上原駅（2019年度全駅整備完了）</p> <p>【東西線】</p> <p>竹橋駅、日本橋駅、門前仲町駅</p> <p>【半蔵門線】</p> <p>押上駅、大手町駅</p>
段差・隙間解消	<p>銀座線・丸ノ内線・東西線・千代田線・有楽町線・半蔵門線・副都心線の各駅</p>
自社保有車両	<p>新型車両導入</p> <p>（丸ノ内線・・・16編成、日比谷線・・・13編成）</p> <p>既存車両の大規模改修時におけるフリースペースの整備</p> <p>（東西線・・・3編成、南北線・・・1編成）</p> <p>※いずれも、1編成中の全車両にフリースペースを設置し、移動等円滑化基準を満たすものである。</p>

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
「見守る目」の強化	「声かけ・サポート」運動の実施

	<p>各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成</p> <p>飯田橋駅構内における法政大学と連携した学生ボランティア（見守り、ご案内等）の実施</p>
--	---

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
情報提供	<p>【2019年度整備予定】</p> <p>駅構内案内サインリニューアル（日比谷線、千代田線、有楽町線、副都心線）</p> <p>自動旅客案内装置リニューアル（南北線）</p>

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
研修・教育関係	<p>全駅社員を対象としたバリアフリー研修を定期的実施</p> <p>視覚障がい者を招いた実践的な研修を定期的実施</p> <p>全駅社員のサービス介助士資格取得</p>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回本社社員を対象としたバリアフリー研修を実施。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
記載なし	記載なし	

V その他計画に関連する事項

Iに記載の事項は、「東京メトロプラン2021（中期経営計画）」の事業に基づき一部を記載しており、以降の項目についても「2019年度（第16期）事業計画」の事業に基づくものである。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。